

第33回学長選考会議議事要旨

日 時：平成25年2月28日（木）15時25分～17時25分

場 所：事務局2号館2階 特別小会議室

出席者：鎌田，下村，白神，福田，益田，山下，山本，根ヶ山，古賀，中田，田中，山田，岩田，
坂井田， 14名

欠席者：浅原，堀 2名

議 題

1 議事要旨の確認について

議長から、第32回学長選考会議議事要旨の確認があり、原案のとおり承認された。

2 学長選考に係る関係規則等の一部改正について

学長選考に係る関係規則等の一部改正について、資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり一部改正を行うことが承認された。

3 学長の任期について

学長の任期について、資料2に基づき、本会議委員から事前に提出された意見の説明があった後、次のような意見交換があり、審議の結果、任期4年、再任4年とすることが承認された。

なお、学長の任期については、委員から様々な意見及び考え方が示されたため、学長の任期についての検討を数年後に再度行ってはどうかとの意見があった。

おって、グローバル化が進む昨今にあって、日本の大学は外国人の学長が少ないとの報道も行われているため、国内外にも広く学長候補者の公募を行うことについて検討してはどうかとの意見があった。

また、再任の場合の任期に関し、「通算して8年を超えることができない」とするか、「引き続き8年を超えることができない」とするかについて検討が行われ、「通算して8年を超えることができない」とすることとなった。

(意見交換の概要)

- ① 任期6年、再任なしとし、任期の途中で大学改革の実績を審査する仕組みを取り入れてはどうか。
- ② 中期計画の期間に固執せずに、学長の任期を検討してはどうか。
- ③ 学長の任期について、山口大学の運営上で支障等が生じているのであれば、任期を見直すべきであるが、これまでに大学の運営は特に支障なく行われており、変更する必要性はないと考えられる。
- ④ 任期4年、再任4年の現行制度について、再任した場合は8年に亘り学長を務めることになり、長過ぎるのではないかとの意見があるが、必ずしも再任するというものではなく、8年に亘り学長を務めるようなケースは稀なのでないか。
- ⑤ 学長の大学改革等にあたる負担は大きく、4年だけでも相当な負担であり、任期は4年が適当であると考えるが、大きな問題が生じた場合に、同一の学長が引き続き問題の対応にあたることのできるよう、2年間の再任期間を設けておく方がよいのではないか。
- ⑥ 任期4年、再任2年とする場合、新任候補と再任候補で任期が異なる者を選考することとなり、同一の基準で比較し難く、任期は4年とし、学長選考会議が認める場合、任期を2年間延長することがよいのではないか。

4 学長候補者選考日程（案）について

学長候補者選考日程（案）について、資料3に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり学長候補者選考を進めることとなった。

5 学長候補者選考の公示（案）について

学長候補者選考の公示（案）について、資料3に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

6 学長候補者応募要領（案）について

学長候補者応募要領（案）について、資料3に基づき説明があり、学長候補者の推薦に関して次のような意見交換があった後、原案のとおり学長候補者応募要領を作成することが承認された。

（意見交換の概要）

- ① 学長候補者の推薦者は、3名のうち1名は意向調査対象者でなければならないとされているが、推薦者は3名とも学外者であってよいのではないか。
- ② 学長候補者の推薦者について、少なくとも1名は意向調査対象者とするところになっているが、意向調査対象者に限定せず、本学の教職員としてはどうか。
- ③ 推薦者は3名全て学外者でも可とした場合、学長候補者として適任とは言い難い者が推薦されることが懸念されるため、推薦者は3名全て学外者でも可とすることは避けるべきである。
- ④ 学長候補者の推薦者について、少なくとも1名は意向調査対象者とするところにより、学外者が学長候補者に応募することが難しい状況になっている。推薦者は3名全て学外者でも可とすることにより、学外者からの応募も増えるのではないか。
- ⑤ 学長候補者として適任とは言い難い者の推薦があった場合、本会議において学長選考候補者を選出するため、推薦者3名は、全て学外者でもよいのではないか。
- ⑥ 本学の教職員にこそ、自分たちの学長候補者にふさわしい人材を積極的に推薦する姿勢が必要であると考え。推薦者3名は全て学外者でも可とした場合、本学の教職員から優秀な人材を推薦しようとする意識が失われることが懸念されるため、推薦者の中に本学の教職員を必要とすべきである。

7 意向調査におけるテニュアトラック教員の取扱いについて

総務部長から、テニュアトラック制度の概要について、参考資料1に基づき説明があり、意向調査におけるテニュアトラック教員の取扱いについて、学内委員による意見調整を行い、次回の会議で報告することとなった。

【配付資料】

第32回学長選考会議議事要旨（案）

資料1 学長選考に係る関係規則等の一部改正について

資料2 【学長の任期】意見の集計表

資料3 学長候補者選考日程（案）

参考資料1 テニュアトラック制度について